

## 痴漢・盗撮事犯対策

### 痴漢・盗撮事犯の検挙状況

[令和4年中の迷惑防止条例等違反（痴漢・盗撮）に係る検挙状況の調査結果](#)

### 被害に遭われたときや被害を目撃したときは

**痴漢・盗撮は、重大な犯罪です。**

被害に遭われた方、被害を目撃された方は、すぐに通報・相談しましょう。



[パンフレットの内容はこちら](#)

#### 被害に遭われたときは

**周りの人に助けを求めてください**

安全を確保するため、声を上げる、防犯アプリを活用するなどの方法で周りの人に助けを求めてください。

**警察に110番通報又は相談してください**

安全を確保することができたら、すぐに110番通報してください。また、被害に遭われたから時間が経っていても構いませんので、警察に相談してください。

#### 被害を目撃したときは

**被害者に声をかけてあげてください**

被害を目撃した際は、傍観者とならず、「大丈夫ですか？」等と被害者に声をかけてあげてください。

**駅員、警察官等に知らせてください**

駅員や周りの人に協力を求めたり、警察に通報をして目撃した状況を警察に知らせてください。

#### 各部局から

> [長官官房](#)

> [生活安全局](#)

> [刑事局](#)

> [組織犯罪対策部](#)

> [交通局](#)

> [警備局](#)

> [サイバー警察局](#)

## 被害の届出をした後の捜査の流れ（概要）

警察では、被害者の負担軽減やプライバシーの保護に十分に配慮し、被害者が被害の届出や相談しやすい環境を整備しています。痴漢被害の届出を受けた警察の捜査の流れは以下のとおりです。

※ 捜査の流れの一例であり、具体的な流れは事案によって異なります。

### 警察官による現場確認

警察官が被害現場に臨場し、被害現場の状況を確認し、写真撮影等を行います。被害者のプライバシーの保護等には十分に配慮します。

### 衣服等の証拠品の確認

被害に遭われた時に着ていた衣服等を提出していただくことがあります。

### 警察署での事情聴取

事件の状況や被疑者の人相などについてお聞きします。思い出したくないことやつらいこともあるかもしれませんが、被疑者を捕まえて事件を解決するため、ご協力をお願いします。

### 被害状況の再現見分の実施

被害に遭われた時の状況を明らかにするため、被害者の立会いの下で、警察官が被害状況の再現見分を行うことがあります。

## 各種相談窓口

ひとりで悩まず、早めに相談しましょう。

※ 被害に遭われたり目撃したりして間もない場合等は迷わず110番通報してください。

### 警察の各種相談先はこちら >

#### 警察以外の相談先

##### ○ 性犯罪性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「#8891」

医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援などを行っています。詳しくは内閣府男女共同参画局のホームページをご覧ください。

[内閣府男女共同参画局ホームページ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（外部リンク）](#) 

## もしものために「ヘルプカード」

一部の都道府県警察が配信している防犯アプリには、その機能の1つとして、痴漢対策機能が備わっているものもあります。

また、そのほかにも、痴漢の被害にあったときに、スマートフォンの画面に表示させて付近の人に助けを求める内容の画像等を、下記のリンクからダウンロードすることができます。（お使いのスマートフォンに保存すれば、どこでもご利用いただけます）

[痴漢に遭った時、見せよう「ヘルプカード」（京都府警察提供）](#) 

（使用方法の動画も掲載されています）

[痴漢被害にあった時は！（滋賀県警察提供）](#) 

[子どもと女性を犯罪被害から守るため（岐阜県警察提供）](#) 

## 各都道府県警察の痴漢対策等 リンク集

都道府県警察ホームページ内の痴漢対策や相談窓口等が掲載されているウェブページへのリンク集です。

御覧になりたい都道府県をクリックしてください。

- 各都道府県警察ホームページ内に掲載されている主なウェブページへのリンクです。で、詳細はリンク先のウェブサイトを御確認ください。

[北海道](#)

[青森県](#)

[岩手県](#)

[宮城県](#)

[秋田県](#)

[山形県](#)

[福島県](#)

[東京都](#)

[茨城県](#)

[栃木県](#)

[群馬県](#)

[埼玉県](#)

[千葉県](#)

[神奈川県](#)

[新潟県](#)

[山梨県](#)

[長野県](#)

[静岡県](#)

[富山県](#)

[石川県](#)

[福井県](#)

[岐阜県](#)

[愛知県](#)

[三重県](#)

[滋賀県](#)

[京都府](#)

[大阪府](#)

[兵庫県](#)

[奈良県](#)

[和歌山県](#)

[鳥取県](#)

[島根県](#)

[岡山県](#)

[広島県](#)

[山口県](#)

[徳島県](#)

[香川県](#)

[愛媛県](#)

[高知県](#)

[福岡県](#)

[佐賀県](#)

[長崎県](#)

[熊本県](#)

[大分県](#)

[宮崎県](#)

[鹿児島県](#)

[沖縄県](#)

[前のページに戻る](#)

### 警察庁について

- [警察庁の概要](#)
- [国家公安委員会委員長・委員](#)
- [所管の法人](#)
- [採用情報](#)
- [キッズページ](#)

### お知らせ

- [会見](#)
- [パブリック・コメント](#)
- [報道発表](#)
- [行事案内](#)
- [調達・公募情報](#)
- [警察庁関連報道に対する考え方](#)
- [その他](#)

### 政策

- [政策一覧](#)
- [審議会・研究会](#)
- [予算・決算](#)
- [申請・届出等](#)
- [政策評価等](#)
- [情報公開](#)

### 法令

- [所管法令](#)
- [国会提出法案](#)
- [告知](#)
- [通知・通達](#)
- [法令適用事前確認手続](#)

### 刊行物

- [白書等](#)
- [統計](#)
- [広報誌・パンフレット・ポスター](#)

### 各部局から

- [長官官房](#)
- [生活安全局](#)
- [刑事局](#)
- [組織犯罪対策部](#)
- [交通局](#)
- [警備局](#)
- [サイバー警察局](#)

### 附属機関・地方機関

- [警察大学校](#)
- [科学警察研究所](#)
- [皇宮警察本部](#)
- [東北管区警察局](#)
- [関東管区警察局](#)
- [中部管区警察局](#)
- [近畿管区警察局](#)
- [中国四国管区警察局](#)
- [中国四国管区警察局四国警察支局](#)
- [九州管区警察局](#)
- [東京都警察情報通信部](#)
- [北海道警察情報通信部](#)

### 都道府県警察本部リンク

[> 利用規約・免責事項・著作権](#)

[> プライバシーポリシー](#)

[> ウェブアクセシビリティ](#)

[> サイトマップ](#)

[> RSS配信について](#)

## 警察庁

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号  
電話番号 03-3581-0141 (代表) [> ※留意事項](#)  
法人番号 8000012130001

[> ご意見、各種相談・情報提供等](#) [> アクセス（地図）](#)

© National Police Agency.

# 皆さまの勇気と行動が 犯人の検挙とさらなる被害の防止に つながります！

## ひとりで悩まず、早めに相談しましょう

家族や友だちなど、身の周りの人が悩んでいたら、話を聞いたり、相談窓口を紹介してあげましょう。

### 110番通報

- ・何があったか、いつ起きたか、場所はどこか
  - ・被害や被害者の様子
  - ・犯人の外見、服装などの特徴
- などを落ち着いて、ひとつひとつお伝えください。



### ▶ その他の連絡先

#### 各都道府県警察の相談窓口

各都道府県警察では、365日24時間、被害の相談を受け付けています。各都道府県警察の具体的な痴漢対策については、警察庁HPをご覧ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/chikan/chikantaisaku.html>



#### 性犯罪被害相談電話「#8103」(ハートさん)

「#8103」に連絡すれば、発信した地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。



#### (警察以外の連絡先)

#### 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「#8891」

性犯罪・性暴力の被害に遭った方に、医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援などを行っている相談窓口です。



# 痴漢・盗撮を許さない！ あなたの行動で 救われる人がいます

すぐに  
110番  
通報を！

みんな  
あなたの  
味方です！



警察庁

## 痴漢・盗撮の被害に遭われた方、被害を目撃された方へ

**痴漢・盗撮は、重大な犯罪です！  
被害者は全く悪くありません**



### 【被害に遭われた方へ】



#### 周りの人に助けを求めてください

お尻などの身体を触られた、下着等の写真を撮られたなどの被害に遭った際はあなたの安全を確保するため、声を上げる、防犯アプリを活用するなどの方法で、周りの人に助けを求めてください。



#### 警察に110番通報、または相談してください

安全を確保することができたら、すぐに110番通報してください。また、被害に遭ってから時間が経っていてもかまいませんので、いつでも警察に相談してください。どんな小さなことでもかまいません。

### 【被害を目撃された方へ】

#### 被害者に声をかけてください

被害を目撃したら、見て見ぬふりをせず、「大丈夫ですか？」「警察を呼びましょう」などと、声をかけてあげてください。

#### 駅員、警察官などに知らせてください

駅員や周りの人に声をかけて協力を求めたり、警察に110番通報をしたりしてください。



110番

## 被害の届出を受けた警察の対応について

**あなたの協力がさらなる被害防止につながります！**

警察では、被害に遭われた方の心の負担の軽減に配慮し、犯人検挙のための捜査を行います。  
決して泣き寝入りせずに、警察を頼ってください。

※なお、以下に記載する流れは一例であり、具体的な流れは事案によって異なります。



### 警察官による現場の確認

警察官が被害が発生した現場に出向いて状況を確認し、写真撮影などを行います。被害者のプライバシーの保護などには十分に配慮します。



あなたのプライバシーを守りながら被害状況を調べます

### 衣服など証拠品の確認

被害に遭った時に着ていた衣服や持ち物には、検挙につながる証拠が見つかることがあるため、お借りする場合があります。



犯人を見つけるために衣服なども調べます

### 警察署での事情聴取

可能な限り、被害に遭われた方の希望に応じた性別の警察官がお話をお聞きます。



あなたが安心して話せる警察官が対応します

### 被害状況の再現見分の実施

被害者の方に立ち会っていただきながら、被害当時の状況を再現して捜査を行うことがあります。

つらいと思ったら、すぐに言ってください。

つらいときはすぐに警察官にご相談ください